【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百七十五条　削除

（改正前）

第百七十五条　委員長、委員及び証券取引委員会規則で定める証券取引委員会の職員は、左の各号の一に該当する行為をなすことができない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二　内閣総理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること

三　商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第百七十五条　委員長、委員及び証券取引委員会規則で定める証券取引委員会の職員は、左の各号の一に該当する行為をなすことができない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二　内閣総理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること

三　商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

（改正前）

第百七十五条　委員及び証券取引委員会規則で定める証券取引委員会の職員は、左の各号の一に該当する行為をなすことができない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二　内閣総理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること

三　商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百七十五条　委員及び証券取引委員会規則で定める証券取引委員会の職員は、左の各号の一に該当する行為をなすことができない。

一　国会若しくは地方公共団体の議会の議員となり、又は積極的に政治運動をすること

二　内閣総理大臣の許可のある場合の外、報酬のある他の職務に従事すること

三　商業を営みその他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと